

産業建設委員会

令和4年9月13日(火)
午前10時～時分
全員協議会室

【委員】川上委員長、田畑副委員長
沖田委員、串崎委員、上野委員、布施委員、牛尾委員

【委員外】

【議長団】

【執行部】砂川副市长

(産業経済部) 佐々木産業経済部長、大屋商工労働課長、佐々木ふるさと寄附推進室長
官澤農林振興課長、永見水産振興課長、大驛観光交流課長

(都市建設部) 戸津川都市建設部長(事務取扱建設整備課長)、倉本維持管理課長
佐古建築住宅課長、皆尾災害復興室長

【事務局】大下書記

議題

1 陳情審査

- (1) 陳情第52号 生湯4-1町地内における出水対策の陳情について
- (2) 陳情第59号 60億円で建てた「荷さばき所」をJF、漁協に適正家賃の検討をしてほしいという陳情について

2 議案第54号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

3 議案第57号 浜田市実践研修生滞在施設条例の一部を改正する条例について

4 議案第58号 浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例について

5 議案第59号 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について

6 議案第60号 市道路線の認定について(井野190号線)

7 執行部報告事項

- (1) 道の駅「ゆうひパーク浜田」の公設民営化に向けた方針について 【商工労働課】
- (2) 浜田高校硬式野球部甲子園出場への応援に向けたふるさと納税型クラウドファンディングの実施結果について 【ふるさと寄附推進室】
- (3) 漁業別水揚げについて 【水産振興課】
- (4) 地域活性化起業人制度を活用した「食」を通じた魅力化向上業務の協定締結について 【観光交流課】
- (5) 令和4年8月5日豪雨による被害状況について 【維持管理課】
- (6) 雇用促進住宅民間譲渡の進捗状況について 【建築住宅課】
- (7) 令和3年7月・8月豪雨災害復旧事業の進捗状況について 【災害復興室】
- (8) その他

8 その他

- ・浜田市建設業協会からの依頼について(委員会に配布)

9 【取組課題】浜田市の現状と将来を見据えた一次産業の在り方について(委員間で協議)

**令和4年9月浜田市議会定例会議
条例議案新旧対照表**

（産業建設委員会）

新旧対照表の見方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
<p>(見出し)</p> <p>第●条 市長は、○○○○○○○○、<u>●●●●</u>とする。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>(見出し)</p> <p>第●条 市長は、○○○○○○○○、<u>▲▲▲▲</u>とする。</p> <p>2 〔略〕</p>

目 次

議案第54号	浜田市手数料条例の一部を改正する条例について	…	1ページ
議案第57号	浜田市実践研修生滞在施設条例の一部を改正する条例について	…	9ページ
議案第58号	浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例について	…	15ページ
議案第59号	浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について	…	16ページ

現行	改正後（案）
<p>(第47号に係るものを除く。)</p> <p>(46) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による 計画の変更 _____ の認定申請手数料（次号及び第48号に係るものを除く。）</p> <p>(47) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における 計画 _____ の認定又は変更の認定申請手数料</p>	<p>(第47号に係るものを除く。)</p> <p>(46) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による 建築等計画の変更又は同項の規定による維持保全計画の変更 の認定申請手数料（次号及び第48号に係るものを除く。）</p> <p>(47) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における 建築等計画 の認定又は変更の認定申請手数料</p>

現行		改正後（案）					
	<p>30号の規定による手数料の額又は第31号の規定による手数料の額（第7条第2項の規定により減額された場合にあつては、減額後の額）の合計額を当該<u>計画</u>の認定又は変更の認定に係る申請の数で除して得た額を加算した額</p>		<p>30号の規定による手数料の額又は第31号の規定による手数料の額（第7条第2項の規定により減額された場合にあつては、減額後の額）の合計額を当該<u>建築等計画</u>の認定又は変更の認定に係る申請の数で除して得た額を加算した額</p>				
(48)	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項及び第3項の規定により譲受人を決定した場合における同法第8条第1項の規定による</p>	1件につき	3,000円	(48)	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項及び第3項の規定により譲受人を決定した場合における同法第8条第1項の規定による</p>	1件につき	3,000円

現行			改正後（案）		
計画 _____ の変更の認定申請手数料 [略]			建築等計画 の変更の認定申請手数料 [略]		
別表第7（第2条関係）			別表第7（第2条関係）		
区分	単位	手数料の額	区分	単位	手数料の額
1 計画 _____ の認定を受けようとする住宅が新築しようとする一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表及び次表において同じ。）の場合	1件	45,000円（確認書又は住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書 <u>をいう。以下この表及び次表において同じ</u> _____。）の提出がある場合にあっては、12,000円）	1 建築等計画 の認定を受けようとする住宅が新築しようとする一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表及び次表において同じ。）の場合	1件	45,000円（確認書又は住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書 <u>をいう。以下この表及び次表において「確認書等」という。</u> ）の提出がある場合にあっては、12,000円）
2 計画 _____ の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表及び次表において同じ。）の場合（床面積の合計が500m ² 以内の	1件	104,000円（ 確認書又は住宅性能評価書 の提出がある場合にあっては、22,000円）を認定申請数（1の共同住宅等（区分所有住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する区分所有住宅をい	2 建築等計画 の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表及び次表において同じ。）の場合（床面積の合計が500m ² 以内の	1件	104,000円（ 確認書等 _____ の提出がある場合にあっては、22,000円）を認定申請数（1の共同住宅等（区分所有住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する区分所有住宅をい

現行			改正後（案）		
ものに限る。)		う。次表において同じ。)を除く。)に係る住戸について行われる <u>計画</u> の認定の申請の数をいう。以下この表において同じ。)で除して得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下この表において同じ。)	ものに限る。)		う。次表において同じ。)を除く。)に係る住戸について行われる <u>建築等計画</u> の認定の申請の数をいう。_____)で除して得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額_____)
3 <u>計画</u> の認定を受けようとする住宅が増築し、 又は 改築しようとする 一戸建ての住宅の場合_____ _____ _____	1件	67,000円(<u>確認書</u> の提出がある場合にあつては、18,000円)	3 <u>建築等計画</u> の認定を受けようとする住宅が増築し、 若しくは 改築しようとする 一戸建ての住宅の場合 又は 維持保全計画の認定を受け ようとする住宅が一戸建て の住宅の場合	1件	67,000円(<u>確認書等</u> の提出がある場合にあつては、18,000円)
4 <u>計画</u> の認定を受けようとする住宅が増築し、 又は 改築しようとする 共同住宅等の場合(床面積の合計が500m ² 以内のものに限る。) _____ _____	1件	157,000円(<u>確認書</u> の提出がある場合にあつては、33,000円)を <u>認定申請数で除して得た額</u> _____ _____	4 <u>建築等計画</u> の認定を受けようとする住宅が増築し、 若しくは 改築しようとする 共同住宅等の場合(床面積の合計が500m ² 以内のものに限る。) 又は維持保全計画の認定を受けようとする	1件	157,000円(<u>確認書等</u> の提出がある場合にあつては、33,000円)を <u>認定申請数(1の共同住宅等(区分所有住宅を除く。))に係る住戸について行われる建築等計画の認定又は維持保全計</u>

現行

_____		_____
_____		_____
_____		_____

別表第8（第2条関係）

区分	単位	手数料の額
1 計画 _____ の変更の認定を受けようとする住宅が前表第1項の 計画 _____ の認定を受けた一戸建ての住宅の場合	1件	23,000円（変更後の 計画 _____ に係る 確認書又は住宅性能評価書 の提出がある場合にあっては、6,000円）
2 計画 _____ の変更の認定を受けようとする住宅が前表第2項の 計画 _____ の認定を受けた共同住宅等の場合（ 計画 _____ の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該 計画 _____ の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該 計画 _____ の変更に係	1件	104,000円（変更後の 計画 _____ に係る 確認書又は住宅性能評価書 の提出がある場合にあっては、22,000円）を変更認定申請数（1の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に係る住戸について行われる 計画 _____ の変更の認定の申請の数をいう。以下この表において同じ。）で除して得た額（そ

改正後（案）

住宅が共同住宅等の場合（床面積の合計が500m²以内のものに限る。）		画の認定の申請の数をいう。）で除して得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
--	--	--

別表第8（第2条関係）

区分	単位	手数料の額
1 建築等計画 の変更の認定を受けようとする住宅が前表第1項の 建築等計画 の認定を受けた一戸建ての住宅の場合	1件	23,000円（変更後の 建築等計画 に係る 確認書等 _____ の提出がある場合にあっては、6,000円）
2 建築等計画 の変更の認定を受けようとする住宅が前表第2項の 建築等計画 の認定を受けた共同住宅等の場合（ 建築等計画 の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該 建築等計画 の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該 建築等計画 の変更に係	1件	104,000円（変更後の 建築等計画 に係る 確認書等 _____ の提出がある場合にあっては、22,000円）を変更認定申請数（1の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に係る住戸について行われる 建築等計画 の変更の認定の申請の数をいう。 _____ ）で除して得た額（そ

現行			改正後（案）		
る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「 変更に係る床面積の合計 」という。）が500m ² 以内のものに限る。）		の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた 額 。以下この表において同じ。）	る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計 _____ _____が500m ² 以内のものに限る。）		の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた 額 _____)
3 計画 _____の変更の認定 _____を受けようとする住宅が前表第3項の 計画 の認定 _____を受けた一戸建ての住宅の場合	1件	34,000円（変更後の 計画 _____に係る 確認書 の提出がある場合には、9,000円）	3 建築等計画 の変更の認定 又は維持保全計画の変更の認定 を受けようとする住宅が前表第3項の 建築等計画 の認定 又は維持保全計画の認定 を受けた一戸建ての住宅の場合	1件	34,000円（変更後の 建築等計画 又は 維持保全計画 （次項において「 変更後の計画 」という。）に係る 確認書等 の提出がある場合には、9,000円）
4 計画 _____の変更の認定 _____を受けようとする住宅が前表第4項の 計画 の認定 _____を受けた共同住宅等の場合（ 変更に係る床面積の合計 _____）	1件	157,000円（変更後の計画に係る 確認書 の提出がある場合には、33,000円）を 変更認定申請数で除して得た額	4 建築等計画 の変更の認定 又は維持保全計画の変更の認定 を受けようとする住宅が前表第4項の 建築等計画 の認定 又は維持保全計画の認定 を受けた共同住宅等の場合（ 建築等計画の変更の認定 又は 維持保全計画の変更の認定 に係る住戸が属する1の建築物の当該 建築等計画 又は当該 維持保全計画	1件	157,000円（変更後の計画に係る 確認書等 の提出がある場合には、33,000円）を 変更認定申請数 （1の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に係る住戸について行われる 建築等計画の変更の認定 又は 維持保全計画の変更の認定 の申請の数をいう。）で除して得た額（その額に100円未満の

現行			改正後（案）		
_____		_____	<u>の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計</u> が500m ² 以内のものに限る。）		<u>端数が生じたときは、これを切り捨てた額</u>
_____		_____			
_____		_____			
_____		_____			
_____		_____			
_____		_____			
_____が500m ² 以内のものに限る。）					

現行	改正後（案）
<p>○浜田市実践研修生滞在施設条例 平成17年10月1日条例第187号</p> <p>浜田市実践研修生滞在施設条例 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、農業の実践研修を通し新規就農者等を育成することにより農業の振興と地域の活性化を図るため、浜田市実践研修生滞在施設事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 事業を実施するため、実践研修生滞在施設（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p>2 施設の名称、位置及び棟数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）名称 浜田市実践研修生滞在施設</p> <p>（2）位置 浜田市弥栄町長安本郷552番7</p> <p>（3）棟数 4棟</p> <p>（施設の貸付）</p> <p>第3条 市長は、実践研修生が宿泊し、又は滞在して農業研修を受けることができるよう宿泊及び研修のための施設を貸し付けるものとする。</p> <p>（貸付希望者の公募）</p> <p>第4条 施設の貸付けに当たっては、公募によりその希望者を募るものとする。</p>	<p>○浜田市実践研修生滞在施設条例 平成17年10月1日条例第187号</p> <p>浜田市実践研修生滞在施設条例 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、農業の実践研修を通し新規就農者等を育成することにより農業の振興と地域の活性化を図るため、浜田市実践研修生滞在施設事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 事業を実施するため、実践研修生滞在施設（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p>2 施設の名称、位置及び棟数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）名称 浜田市実践研修生滞在施設</p> <p>（2）位置 浜田市弥栄町長安本郷552番7</p> <p>（3）棟数 4棟</p> <p>（施設の貸付）</p> <p>第3条 市長は、実践研修生が宿泊し、又は滞在して実践研修を受けることができるよう宿泊及び研修のための施設を貸し付けるものとする。<u>ただし、施設の貸付状況を勘案し、市長が特に認める場合は、実践研修以外の研修を受ける医師等に貸し付けることができる。</u></p> <p>（貸付希望者の公募）</p> <p>第4条 施設の貸付けに当たっては、公募によりその希望者を募るものとする。<u>ただし、前条ただし書の規定により貸し付ける場合は、この限りでない。</u></p>

現行	改正後（案）
<p>(実践研修生の要件)</p> <p>第5条 施設の貸付けの対象となる実践研修生の要件は、市長が別に定める。</p> <p>(貸付の申請及び決定)</p> <p>第6条 施設の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により貸付の申請を受けたときは、その内容を審査し、貸し付けの可否を決定し、結果を申請者に通知するものとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 施設の使用料は、1月当たり1万5,000円とする。</p> <p>(使用料の減免又は徴収猶予)</p> <p>第8条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合において、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>(1) 第6条第2項の規定により貸付の決定を受けた者（以下「使用者」という。）が災害等により著しい損害を受けたとき。</p> <p>(2) その他市長が必要と認める特別の事情があったとき。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第9条 使用料は、使用を始めた日から施設を明け渡した日まで徴収する。</p> <p>2 使用料は、前払いとし、前月末日までに納付しなければならない。</p> <p>3 使用を始めた場合、又は明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割り計算と</p>	<p>(実践研修生の要件)</p> <p>第5条 施設の貸付けの対象となる実践研修生の要件は、市長が別に定める。</p> <p>(貸付の申請及び決定)</p> <p>第6条 施設の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により貸付の申請を受けたときは、その内容を審査し、貸し付けの可否を決定し、結果を申請者に通知するものとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 施設の使用料は、1月当たり1万5,000円とする。</p> <p>(使用料の減免又は徴収猶予)</p> <p>第8条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合において、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>(1) 第6条第2項の規定により貸付の決定を受けた者（以下「使用者」という。）が災害等により著しい損害を受けたとき。</p> <p>(2) その他市長が必要と認める特別の事情があったとき。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p>第9条 使用料は、使用を始めた日から施設を明け渡した日まで徴収する。</p> <p>2 使用料は、前払いとし、前月末日までに納付しなければならない。</p> <p>3 使用を始めた場合、又は明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割り計算と</p>

現行	改正後（案）
<p>する。</p> <p>4 使用者が正規の手続を経ないで退去した場合、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの使用料を徴収する。</p> <p>（修繕費の負担）</p> <p>第10条 施設の修繕に要する費用は、市の負担とする。ただし、次に掲げる軽微な修繕に要する経費は、使用者の負担とする。</p> <p>（1） ガラスの修繕、水道、電気又は衛生施設その他家屋の内部の破損による簡易な修繕に要する費用</p> <p>（2） その他附帯施設の軽微な修繕費用</p> <p>2 使用者の責めに帰すべき事由によって、家屋の壁、基礎、土台、柱、床、梁、屋根及び給排水施設等の附帯施設に修繕を要する必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、使用者の負担において修繕しなければならない。</p> <p>（使用者の負担義務）</p> <p>第11条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。</p> <p>（1） 電気、水道及び下水道の使用料</p> <p>（2） 汚物及びじんかいの処理に要する費用</p> <p>（3） 共同施設の維持、運営に要する費用</p> <p>（使用者の義務）</p> <p>第12条 使用者は、施設の使用については必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。</p> <p>第13条 使用者は、施設を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより届出をしなければならない。</p> <p>第14条 使用者は、施設を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。</p>	<p>する。</p> <p>4 使用者が正規の手続を経ないで退去した場合、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの使用料を徴収する。</p> <p>（修繕費の負担）</p> <p>第10条 施設の修繕に要する費用は、市の負担とする。ただし、次に掲げる軽微な修繕に要する経費は、使用者の負担とする。</p> <p>（1） ガラスの修繕、水道、電気又は衛生施設その他家屋の内部の破損による簡易な修繕に要する費用</p> <p>（2） その他附帯施設の軽微な修繕費用</p> <p>2 使用者の責めに帰すべき事由によって、家屋の壁、基礎、土台、柱、床、梁、屋根及び給排水施設等の附帯施設に修繕を要する必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず、使用者の負担において修繕しなければならない。</p> <p>（使用者の負担義務）</p> <p>第11条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。</p> <p>（1） 電気、水道及び下水道の使用料</p> <p>（2） 汚物及びじんかいの処理に要する費用</p> <p>（3） 共同施設の維持、運営に要する費用</p> <p>（使用者の義務）</p> <p>第12条 使用者は、施設の使用については必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。</p> <p>第13条 使用者は、施設を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより届出をしなければならない。</p> <p>第14条 使用者は、施設を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。</p>

現行	改正後（案）
<p>第15条 使用者は、施設を滞在施設以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p>	<p>第15条 使用者は、施設を滞在施設以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p>
<p>第16条 使用者は、施設を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p>	<p>第16条 使用者は、施設を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p>
<p>2 市長は、前項の承認を行うに当たり、使用者が当該施設を明け渡すときは、使用者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。 （施設の明渡し）</p>	<p>2 市長は、前項の承認を行うに当たり、使用者が当該施設を明け渡すときは、使用者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。 （施設の明渡し）</p>
<p>第17条 使用者は、<u>当該施設</u>を明け渡そうとするときは、<u>30日前</u>までに市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。</p>	<p>第17条 使用者は、<u>施設</u>を明け渡そうとするときは、<u>当該施設を明け渡す日の30日前（市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。）</u>までに市長に届け出て、市長の指定する者の検査を受けなければならない。</p>
<p>2 使用者が前条第1項ただし書の規定により住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、使用者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。 （施設の明渡し請求）</p>	<p>2 使用者が前条第1項ただし書の規定により住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、使用者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。 （施設の明渡し請求）</p>
<p>第18条 市長は、使用者が次の_____いずれかに該当する場合には、当該使用者に対し、<u>当該施設</u>の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 不正の行為によって使用したとき。</p> <p>(2) 使用料を3月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 施設及び附帯設備等を故意に損傷したとき。</p> <p>(4) 実践研修生としての要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(5) 第13条から第17条までの規定に違反したとき。</p>	<p>第18条 市長は、使用者が次の<u>各号の</u>いずれかに該当する場合には、当該使用者に対し、<u>施設</u>の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 不正の行為によって使用したとき。</p> <p>(2) 使用料を3月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 施設及び附帯設備等を故意に損傷したとき。</p> <p>(4) 実践研修生としての要件を満たさなくなったとき <u>（第3条ただし書の規定により貸付けを受けた場合を除く。）</u>。</p> <p>(5) 第13条から第17条までの規定に違反したとき。</p>

現行	改正後（案）
<p>2 前項の規定により施設の明渡しの請求を受けた使用者は、速やかに当該施設を明け渡さなければならない。この場合において、使用者は、市長の定めるところにより、明渡し請求を受けた翌日から、明け渡した日までの使用料相当額の2倍に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定により施設の明渡しの請求を受けた使用者は、速やかに当該施設を明け渡さなければならない。この場合において、使用者は、市長の定めるところにより、明渡し請求を受けた翌日から、明け渡した日までの使用料相当額の2倍に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。</p>
<p>（立入検査）</p>	<p>（立入検査）</p>
<p>第19条 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、市長が指定した者に施設を検査させ、又は使用者に対して適当な指示をさせることができる。</p>	<p>第19条 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、市長が指定した者に施設を検査させ、又は使用者に対して適当な指示をさせることができる。</p>
<p>2 前項の検査において、現に使用している施設に立ち入るときは、あらかじめ当該施設の使用者の承諾を得なければならない。</p>	<p>2 前項の検査において、現に使用している施設に立ち入るときは、あらかじめ当該施設の使用者の承諾を得なければならない。</p>
<p>3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
<p>（その他）</p>	<p>（その他）</p>
<p>第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>
<p>（過料）</p>	<p>（過料）</p>
<p>第21条 市長は、使用者が詐欺その他の不正行為により使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p>	<p>第21条 市長は、使用者が詐欺その他の不正行為により使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>（施行期日）</p>	<p>（施行期日）</p>
<p>1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。</p>
<p>（経過措置）</p>	<p>（経過措置）</p>
<p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の弥栄村実践研修生滞在施設設置条例（平成9年弥栄</p>	<p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の弥栄村実践研修生滞在施設設置条例（平成9年弥栄</p>

現行	改正後（案）
<p>村条例第21号。以下「合併前の条例」という。）又は弥栄村実践研修生滞在施設設置及び管理運営規則（平成10年弥栄村規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、合併前の条例の例によるものとする。</p>	<p>村条例第21号。以下「合併前の条例」という。）又は弥栄村実践研修生滞在施設設置及び管理運営規則（平成10年弥栄村規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、合併前の条例の例によるものとする。</p>

現行	改正後（案）
<p>（入居者の公募の方法）</p> <p>第4条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち、2以上の方法によって行うものとする。</p> <p><u>(1) 浜田市掲示場への掲示</u></p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（市営住宅入居の手続）</p> <p>第11条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p><u>4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。</u></p> <p><u>5 市営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から10日以内に入居しなければならない。ただし、特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>（家賃の納付）</p> <p>第17条 市長は、入居者から第11条第4項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項による明渡しの請求があったときは、明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2～4 〔略〕</p>	<p>（入居者の公募の方法）</p> <p>第4条 市長は、入居者の公募を次_____に掲げる方法のうち、2以上の方法によって行うものとする。</p> <p><u>(1) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示</u></p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p><u>(4) その他市長が適当と認められる方法</u></p> <p>2 〔略〕</p> <p>（市営住宅入居の手続）</p> <p>第11条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>（家賃の納付）</p> <p>第17条 市長は、入居者から、第11条に規定する入居の手続が完了した日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項による明渡しの請求があったときは、明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2～4 〔略〕</p>

浜田市地域定住住宅条例（令和2年浜田市条例第14号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

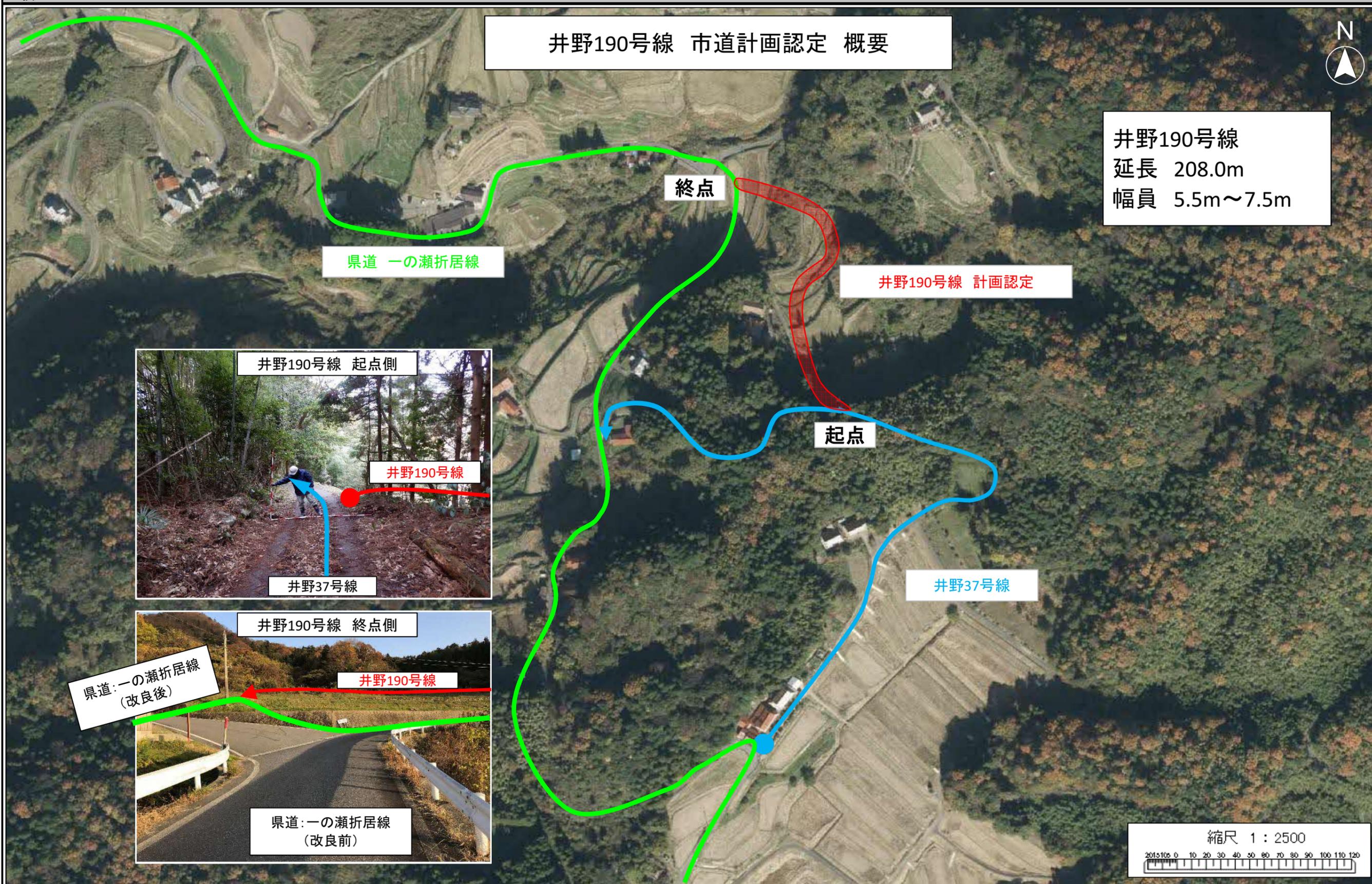
現行						改正後（案）					
別表（第2条、第14条関係）						別表（第2条、第14条関係）					
名称	所在地	構造	建設年度	戸数	家賃の月額	名称	所在地	構造	建設年度	戸数	家賃の月額
七条住宅3号	浜田市金城町七条イ975番地16	木造平家建	昭和53年度	1戸	24,000円	七条住宅3号	浜田市金城町七条イ975番地16	木造平家建	昭和53年度	1戸	24,000円
重富住宅	浜田市旭町重富461番地	プレキャストコンクリート造2階建	昭和56年度	2戸	14,800円	市木住宅	浜田市旭町市木3735番地1	木造平家建	平成3年度	1戸	28,000円
今市住宅	浜田市旭町今市570番地1	プレキャストコンクリート造2階建	昭和56年度	2戸	14,800円	〔略〕					
市木住宅	浜田市旭町市木3735番地1	木造平家建	平成3年度	1戸	28,000円	栃木住宅1号棟	浜田市弥栄町栃木319番地3	木造2階建	平成11年度	1戸	23,000円
〔略〕						寺組住宅1号棟	浜田市弥栄町長安本郷441番地3	木造2階建	平成12年度	2戸	22,000円
栃木住宅1号棟	浜田市弥栄町栃木319番地3	木造2階建	平成11年度	1戸	23,000円	〔略〕					
栃木住宅	浜田市弥栄町	木造平家建	平成11	1	23,000	栃木住宅4号棟	浜田市弥栄町栃木319番地8	木造2階建	平成16年度	1戸	23,000円
						長安住宅	浜田市弥栄町	木造2階建	平成17	1	23,000

現行						改正後（案）					
宅2号棟	栃木 320番地		年度	戸	円	宅4号棟	長安本郷552 番地3		年度	戸	円
寺組住宅1号棟	浜田市弥栄町 長安本郷441 番地3	木造2階建	平成12 年度	2 戸	22,000 円	〔略〕					
〔略〕											
栃木住宅4号棟	浜田市弥栄町 栃木319番地8	木造2階建	平成16 年度	1 戸	23,000 円						
栃木住宅5号棟	浜田市弥栄町 栃木320番地1	木造2階建	平成17 年度	1 戸	23,000 円						
長安住宅4号棟	浜田市弥栄町 長安本郷552 番地3	木造2階建	平成17 年度	1 戸	23,000 円						
〔略〕											

井野190号線 市道計画認定 概要



井野190号線
延長 208.0m
幅員 5.5m~7.5m



道の駅「ゆうひパーク浜田」の公設 民営化に向けた方針について

令和4年7月
産業経済部商工労働課

令和4年9月13日
市議会産業建設委員会
産業経済部商工労働課

「道の駅」登録・案内要綱の制度変更について

平成29年度から、国家戦略特別区域（今治市）に限り民間事業者が「道の駅」の設置者となることが認められていたが、令和4年5月9日の国通知で全国適用となった。

（概要）

特区に限定せず、「道の駅」の設置者となる市町村に代わり得る公的な団体に、市町村の公的関与を条件に民間事業者を加える。

【市町村に代わり得る公的な団体とは】 ※「道の駅」登録・案内要綱の当面の運用方針より抜粋

イ. 都道府県

ロ. **地方公共団体が三分の一以上を出資する法人** ⇒ 「ゆうひパーク浜田株」

ハ. 地域を代表して「道の駅」を設置するにふさわしいとして市町村が推薦する公益法人

ニ. 市町村から土地・建物の貸与を受け、市町村と管理運営についての協定を締結する法人（ロ又はハに該当する法人を除く）

令和4年5月9日付国通知により
（ニ）が追加

国の制度変更を踏まえた道の駅「ゆうひパーク浜田」の方向性

1. この度の国の制度変更を受け、当市でも **民間事業者の自由な発想で運営できる「道の駅」**を目指す。
2. そのため、これまでの「**指定管理者制度**」ではなく、「**民間事業者に対する財産貸付制度**」による運営を取り入れる。
3. ただし、休業などの空白期間を置かずに「**財産貸付制度**」を取り入れるためには、**現設置者である「ゆうひパーク浜田(株)」に2~3年の間、運営させる。**

国の制度変更に伴う浜田市の方針について

項目	これまでの制度に基づく手法	国の制度変更を踏まえた今後の方針
財産区分	行政財産として取得	普通財産として取得
管理運営手法	市による指定管理者制度	民間事業者に対する財産貸付制度
管理者選定のプロセス	<p><取得後から2-3年まで> ゆうひパーク浜田(株)を指定管理事業者として指名により選定</p> <p>↓</p> <p><リニューアル後> 従来の指定管理者制度にて、公募選定した指定管理事業者による管理運営</p>	<p><取得後から2-3年まで> ゆうひパーク浜田(株)との間で建物使用貸借契約を締結 ※「道の駅」の機能維持等に関する協定は不要</p> <p>↓</p> <p><リニューアル後> 公募型プロポーザルにて選定した民間事業者との間で建物使用貸借契約+「道の駅」の機能維持等に関する協定を締結</p>
議決事項	予算、財産取得、条例制定、指定管理者の指定	予算、財産取得、 条例制定 、 指定管理者の指定 、 普通財産無償貸付（新規）

今後の方針の想定スケジュール

事 項	時 期	備 考
リスケの延長の決定	7/19(火)	6/30バンクミーティング
管理運営方針の庁議決定	7/25(月)	
経営状況・リスケ延長・道の駅案内要綱の制度変更について市議会委員会へ報告	8/5(金)	
不動産鑑定評価額の提示	8月中旬	
「第三セクター等経営健全化方針」・不動産鑑定評価額報告・市の公設民営化方針について市議会委員会へ報告	9/13(火)	
財産取得予算に関する市議会委員会へ報告	11月	
財産取得予算計上	12月	
財産取得仮契約	R5年1月	
財産取得議決	3月	
財産無償貸付議決（財産取得議決後に追加提案）	3月	
「建物使用貸借契約書」締結	4月	
ゆうひパーク浜田(株)へ無償貸付開始	7月	締結以降、開始時期を早めることも可能

第三セクター等（ゆうひパーク浜田株式会社）経営健全化方針

この方針は、令和元年9月に策定した「第三セクター等に関する指針」に基づき、浜田市（以下、市という。）が、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター「ゆうひパーク浜田株式会社」の合意と協力を得て、抜本的改革を含む経営健全化のための方針を定めるものである。

1 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日 令和4年8月30日
作成担当部署 産業経済部商工労働課

2 第三セクター等の概要

法人名 ゆうひパーク浜田株式会社
代表者名 木戸 淳
所在地 浜田市原井町1203番地1
設立年月日 平成4年11月2日
資本金 30,000千円【市の出資額8,400千円（出資割合28%）】
業務内容 道路情報・観光情報の提供、駐車場及び公園の管理運営、各種催事の企画・開催・運営、観光物産品及び農林水産産物並びにその加工品の販売、飲食店の経営、不動産の管理等

3 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

ゆうひパーク浜田株式会社（以下、「法人」という。）は、当時の建設省施工の自動車専用道路サービスエリア内施設における全国初の「民設民営」の道の駅である「ゆうひパーク浜田」の建設・運営を目的に平成4年11月に設立された。

道の駅「ゆうひパーク浜田」の売上高は、平成8年度の6.4億円をピークに、平成18年度には3.8億円まで減少した。売上高の低迷と建設時の過大設備投資に伴う借入金の金利負担等により経営状況が著しく悪化したため、法人は平成19年度に事業再生計画を策定し、金融機関等の協力による債権放棄、市による2億円の無利子融資等の支援を得て、同年11月にリニューアルオープンにより再起を図ることとなった。

しかしながら、リニューアル後も期待したほどの売上高の回復にはつながらず、平成23年度から11期連続で営業赤字が続くなど、経営状況は悪化の一途を辿っている。特に、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大とそれに伴う経済活動の停滞によって売上高が2.5億円まで激減した。そのため、法人は当時の「島根県中小企業再生支援協議会」の指導のもと、「新型コロナウイルス感染症特定リスクフェーズ別計画」（以下、「リスク計画」という。）を策定し、不採算店舗の撤退、テナント入居詮索、債権者による借入金返済猶予等を実施し、経営改善に向けた取組を行った。このような取組を行ったものの、根本的な改善に至らなかったため、令和4年4月に法人から市に対して道の駅の公設民営化に向けた検討を行うよう要望がなされたところである。

また、長年の間、減価償却を定期的に実施していなかったため、資産が過大に計

第三セクター等（ゆうひパーク浜田株式会社）経営健全化方針

上されている懸念があったが、今年度に入って市が実施した不動産鑑定評価における評価額で換算すると実質的な債務超過状態であることが明らかになったところである。

これまでの市の関与としては、副市長が監査役に就任し、決算状況の確認を行うなどの人的関与に加え、リニューアル時の2億円の無利子融資やリスク計画に基づく貸付金の返済猶予（令和5年7月まで）等の財政的支援を行うなど、法人の経営改善に向けた取組に協力してきたところである。

4 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

市「第三セクター等に関する指針」別紙1フローチャートにより次のとおり検討

(1) 事業そのものの意義

「有」：同施設は「道の駅」に求められる3つの機能（「休憩機能」、「情報提供機能」、「地域連携機能」）を提供し、長年、市の観光拠点の一つとして利用されてきた。また、災害時の一時避難所として利用されるなど防災の観点からも地域住民及び道路利用者にとって十分に意義がある。

(2) 採算性

「無」：営業赤字が続いており、実質的な債務超過の現状から、特に財務面の改善が困難と認められるため、抜本的対策が必要である。

(3) 事業手法の選択

「上下分離方式による公設民営化」

：民設民営で法人が施設を所有している現状においては、固定資産税や国への土地占用料等の費用が発生し、それらが収支を悪化させる要因となっていた。したがって、施設を市が買取り、法人は管理・運営だけを行う「上下分離方式」を採用することで、これらの経費が不要になるとともに、金利負担や減価償却費が抑えられるため、維持管理コストの削減に繋がり経営の安定化が期待できる。

5 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

道の駅「ゆうひパーク浜田」は市の観光拠点の一つとして、長年、重要な役割を担ってきた施設であり、運営する法人の破綻により施設が閉鎖するようなことがあってはならない。したがって、市の方針としては「上下分離方式」により法人の経営健全化を図り、「ゆうひパーク浜田」が今後も道の駅としての役割を十分に発揮できるようにするため、令和4年度中に公設民営化に向けた手続きを進める。当面の2～3年は法人による施設運営を継続させるものとし、その後には公募型プロポーザルによる競争原理を導入し、法人の更なる経営努力を促す。

なお、法人側の経営健全化に向けた具体的な取組としては、島根県中小企業活性化協議会（旧島根県再生支援協議会）の協力のもと策定した収益力改善計画に基づき、新たなテナント確保による家賃収入や仕入れコストの削減などアクションプランの確実な実行により収益力の改善を図っていく。

第三セクター等（ゆうひパーク浜田株式会社）経営健全化方針

6 法人の財務状況

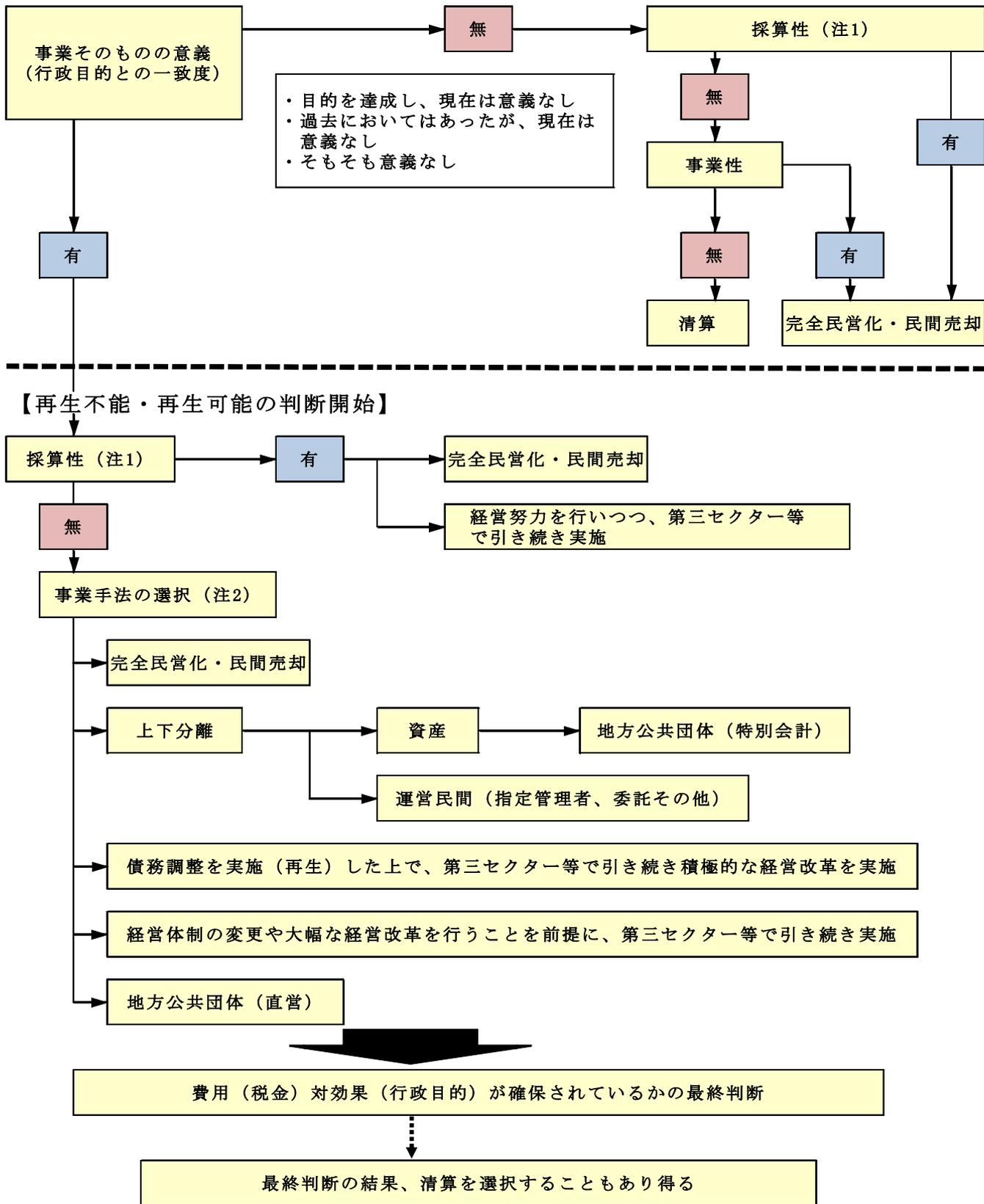
(1) 貸借対照表（抜粋）

項目	金額（千円）		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資産総額	501,624	500,485	507,875
（うち現預金）	(11,559)	(15,958)	(22,152)
（うち現預金以外の流動資産）	(12,231)	(20,907)	(22,305)
（うち有形固定資産）	(473,729)	(460,997)	(460,882)
（うち有形資産以外の固定資産）	(4,105)	(2,623)	(2,536)
負債総額	391,515	436,013	435,153
（うち市からの借入金）	(46,154)	(30,769)	(30,769)
（うち市以外からの借入金）	(319,600)	(380,814)	(380,814)
純資産総額	110,109	64,472	72,722

(2) 損益計算書（抜粋）

項目	金額（千円）		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売上高	329,914	246,440	249,857
売上原価	176,385	133,366	140,041
販売費及び一般管理費	161,878	151,672	120,998
営業損益	▲8,349	▲38,598	▲11,182
経常損益	532	▲21,051	9,224
当期純損益	324	▲45,637	8,249
（減価償却費）	3,267	0	0
（減価償却前損益）	3,591	▲45,637	8,249

【抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート】



(注1) 採算性の判断に当たっては、基本的に、指針第3を参照のこと。

(注2) 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。

浜田高校硬式野球部甲子園出場への応援に向けたふるさと納税型 クラウドファンディングの実施結果について（速報値）

浜田高校硬式野球部が、第104回全国高等学校野球選手権大会へ出場することを応援する、ふるさと納税型クラウドファンディングを実施しましたので、寄附の受入状況について報告します。

- 1 目標寄附金額 10,000,000円
- 2 募集期間 令和4年8月5日（金）～令和4年8月31日（水）27日間
- 3 寄附受入状況 寄附金額：2,536,000円 寄附件数：162件
(※返礼品代金を差し引いた2,026,000円を支援金として贈呈)

寄附の内訳

市内からのご寄附	232,000円	20件
市外からのご寄附	2,304,000円	142件

4 実施概要

- (1) 掲載サイト ふるさとチョイス（株式会社トラストバンク）
島根県浜田市ふるさと納税特設サイト
- (2) 寄附のお礼 寄附額に応じた返礼品を選択してもらいます。
※通常のふるさと納税と同様に、市外からの寄附の場合には返礼品を送付し、市内寄附者への返礼品は無しとします。
なお、市外の寄附者が、返礼品辞退を選択された場合は送付しません。
- (3) 寄附の用途 甲子園出場に伴う旅費及び選手強化費用、選手応援に係る費用などに活用します。

漁業別水揚げについて（報告）

〈令和4年7月〉

令和4年9月13日
産業建設委員会資料No.1
産業経済部水産振興課

◆全体状況◆ 水揚量：456トン（前年比：47%、-512トン） 水揚金額：1億2,589万円（前年比：43%、-1億6,604万円）

【地元中型まき網漁業】 水揚量：285トン（前年比102%）
水揚金額：4,051万円（前年比54%）

☆マサバ

〈R3.7〉59トン・平均単価108円/kg ⇒ 〈R4.7〉200トン・平均単価113円/kg

☆マアジ

〈R3.7〉206トン・平均単価315円/kg ⇒ 〈R4.7〉80トン・平均単価185円/kg

☆ケンサキイカ

〈R3.7〉4.7トン・平均単価600円/kg ⇒ 〈R4.7〉2.9トン・平均単価752円/kg

◆昨年同月よりマサバの水揚げは増加したが、マアジ、ケンサキイカの水揚げが減少したため、全体水揚金額は減少した。

【大中型まき網漁業】 水揚量：86トン（前年比493%）
水揚金額：1,683万円（前年比465%）

☆マサバ

〈R3.7〉0.6トン・平均単価78円/kg ⇒ 〈R4.7〉43トン・平均単価113円/kg

☆マアジ

〈R3.7〉0.4トン・平均単価185円/kg ⇒ 〈R4.7〉23トン・平均単価343円/kg

☆ブリ

〈R3.7〉15トン・平均単価217円/kg ⇒ 〈R4.7〉18トン・平均単価182円/kg

◆昨年同月よりマサバ、マアジ、ブリの水揚げが増加したため、全体水揚量、金額ともに増加した。

【小型いか釣(5t以上)】 水揚量：3トン（前年比59%）
水揚金額：406万円（前年比86%）

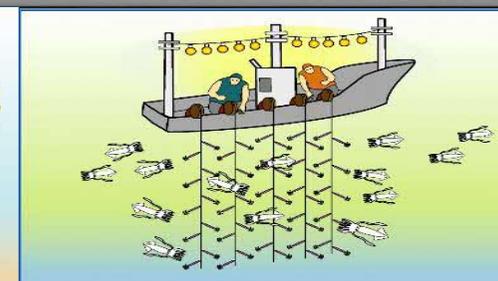
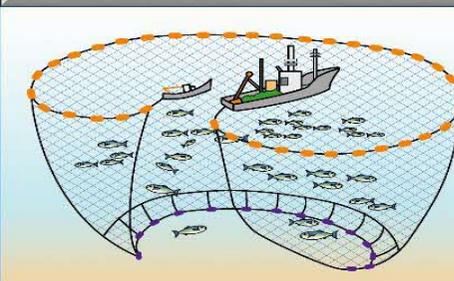
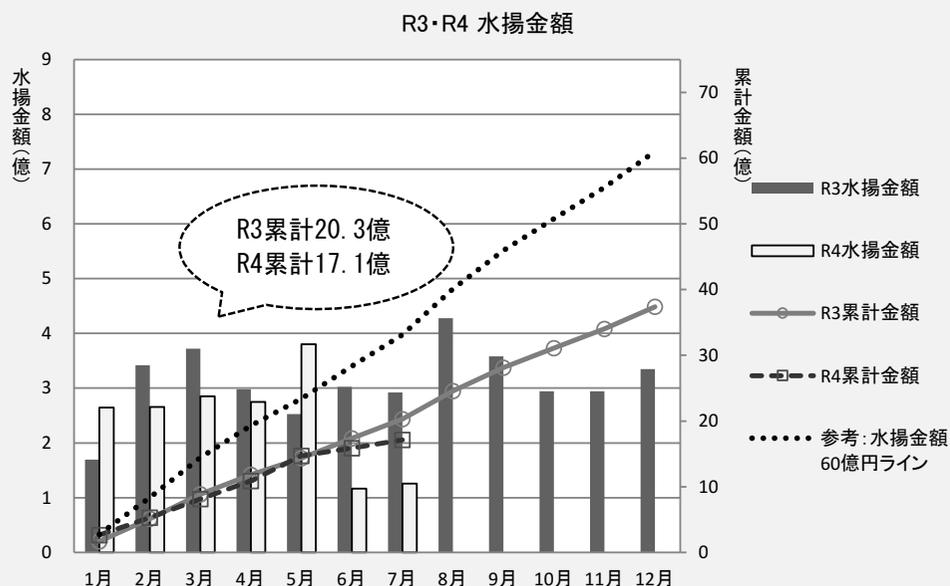
☆ケンサキイカ

〈R3.7〉4.4トン・平均単価1,004円/kg ⇒ 〈R4.7〉2.2トン・平均単価1,711円/kg

☆スルメイカ

〈R3.7〉0.6トン・平均単価477円/kg ⇒ 〈R4.7〉0.8トン・平均単価391円/kg

◆昨年同月よりケンサキイカの水揚げが減少したため、全体水揚量、金額ともに減少した。



令和3年 令和4年 漁業別水揚げ比較表

7月

1月～7月累計

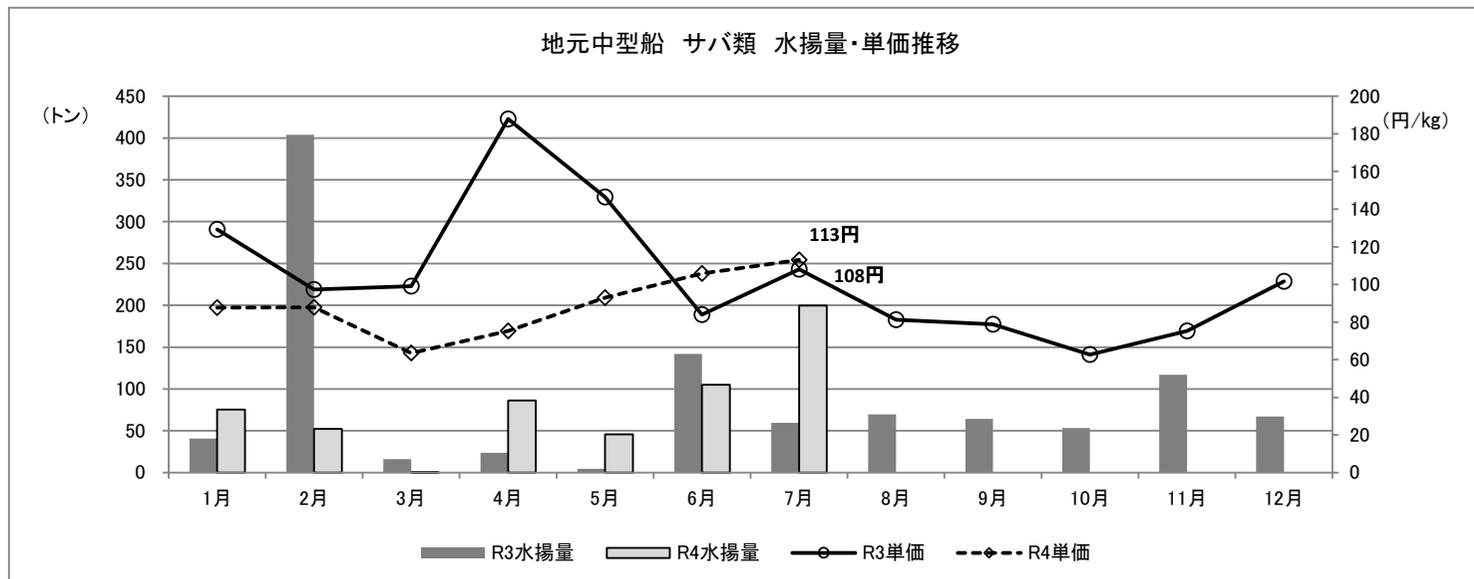
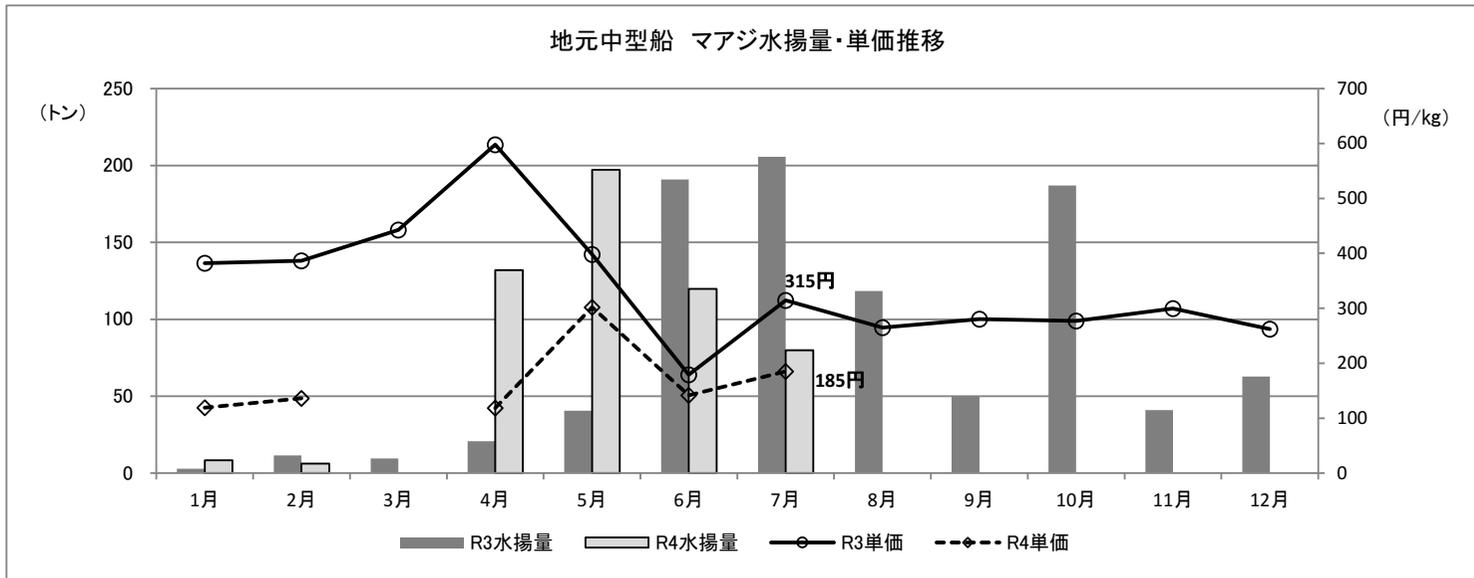
令和4年9月13日
産業建設委員会資料No.2
産業経済部水産振興課

漁業種類	年	数量(kg)	比率(%)	金額(税抜)	比率(%)	金額(税込)
01 沖合底曳網(地元船)	3	0.0	-	0	-	0
	4	0.0	-	0	-	0
02 沖合底曳網(地元外)	3	0.0	-	0	-	0
	4	0.0	-	0	-	0
03 小型底曳網	3	0.0	-	0	-	0
	4	0.0	-	0	-	0
04 大中型旋網	3	17,378.0	492.9	3,348,980	465.2	3,616,898
	4	85,657.0		15,579,835		16,826,222
05 中型旋網(地元船)	3	279,899.8	101.8	69,752,620	53.8	75,332,828
	4	285,025.6		37,505,373		40,505,804
06 中型旋網(地元外)	3	606,912.0	-	131,438,411	-	141,953,486
	4	0.0		0		0
07 小型いか釣(5t以上)	3	5,033.0	58.8	4,391,130	85.7	4,742,419
	4	2,960.0		3,763,420		4,064,498
08 いか釣(5t未満)	3	0.0	-	0	-	0
	4	0.0		0		0
09 大型定置網	3	29,357.6	181.0	11,822,610	147.7	12,768,423
	4	53,145.2		17,460,910		18,857,797
10 小型定置網	3	2,401.0	37.3	961,090	37.5	1,037,978
	4	895.0		360,210		389,027
11 いら網	3	0.0	-	0	-	0
	4	0.0		0		0
12 一本釣(浜田)	3	2,518.4	81.5	3,940,200	110.5	4,255,416
	4	2,051.7		4,354,597		4,702,964
13 一本釣(国府)	3	1,410.0	113.3	2,408,788	113.7	2,601,492
	4	1,597.3		2,738,730		2,957,830
14 一本釣(長浜)	3	903.0	172.6	1,313,531	179.6	1,418,615
	4	1,558.7		2,359,180		2,547,914
15 一本釣(津摩)	3	964.7	131.5	1,287,272	158.3	1,390,248
	4	1,268.7		2,037,515		2,200,517
16 一本釣(三隅)	3	883.3	153.5	1,545,870	158.8	1,669,539
	4	1,355.8		2,454,170		2,650,506
17 一本釣(江津)	3	3,002.9	115.2	3,466,032	167.7	3,743,321
	4	3,459.3		5,813,820		6,278,933
18 隣支所	3	2,585.6	130.1	2,062,960	175.3	2,227,996
	4	3,363.7		3,616,531		3,905,860
19 その他	3	214.6	115.5	498,150	86.5	538,002
	4	247.8		430,780		465,243
20 陸送	3	14,987.2	90.9	32,072,873	56.4	34,638,706
	4	13,621.3		18,092,815		19,540,242
合計	3	968,451.1	47.1	270,310,517	43.1	291,935,367
	4	456,207.1		116,567,886		125,893,357
前年との増減		-512,244.0		-153,742,631		-166,042,010

数量(kg)	比率(%)	金額(税抜)	比率(%)	金額(税込)
1,226,317.5	91.2	627,253,188	105.5	677,433,677
1,117,886.7		661,906,217		714,858,927
0.0	-	0	-	0
0.0		0		0
0.0	-	0	-	0
0.0		0		0
2,480,420.0	117.2	301,375,169	117.9	325,485,193
2,908,257.0		355,192,859		383,608,285
1,463,480.5	83.3	220,047,406	75.7	237,651,187
1,219,575.2		166,483,532		179,802,217
1,848,912.0	22.3	338,645,118	16.1	365,736,731
411,794.0		54,526,622		58,888,752
138,378.0	63.8	105,866,150	51.9	114,335,445
88,293.0		54,914,370		59,307,529
1,568.0	223.0	1,615,360	123.0	1,744,589
3,496.0		1,986,690		2,145,625
97,049.6	189.7	29,262,499	207.0	31,603,509
184,118.8		60,563,766		65,408,893
14,407.5	62.7	3,056,863	142.3	3,301,414
9,038.1		4,350,165		4,698,177
0.0	-	0	-	0
0.0		0		0
41,945.9	162.5	22,314,127	170.4	24,099,244
68,155.2		38,026,968		41,069,123
14,787.8	162.7	10,073,870	108.2	10,879,782
24,066.7		10,904,679		11,777,059
9,492.8	113.3	8,970,620	139.5	9,688,274
10,752.1		12,517,110		13,518,479
6,146.9	81.7	8,744,589	76.6	9,444,148
5,021.6		6,701,394		7,237,505
12,757.5	77.5	7,986,055	105.5	8,624,941
9,891.8		8,428,640		9,102,944
27,731.0	144.8	14,248,230	140.5	15,388,116
40,141.5		20,022,166		21,623,958
17,077.3	65.9	10,597,627	104.5	11,445,445
11,261.4		11,078,291		11,964,558
2,385.7	81.9	2,034,162	106.3	2,196,896
1,953.7		2,161,502		2,334,420
96,582.4	71.8	166,512,366	69.6	179,833,396
69,352.2		115,942,156		125,217,533
7,499,440.4	82.4	1,878,603,399	84.4	2,028,891,987
6,183,055.0		1,585,707,127		1,712,563,984
-1,316,385.4		-292,896,272		-316,328,003

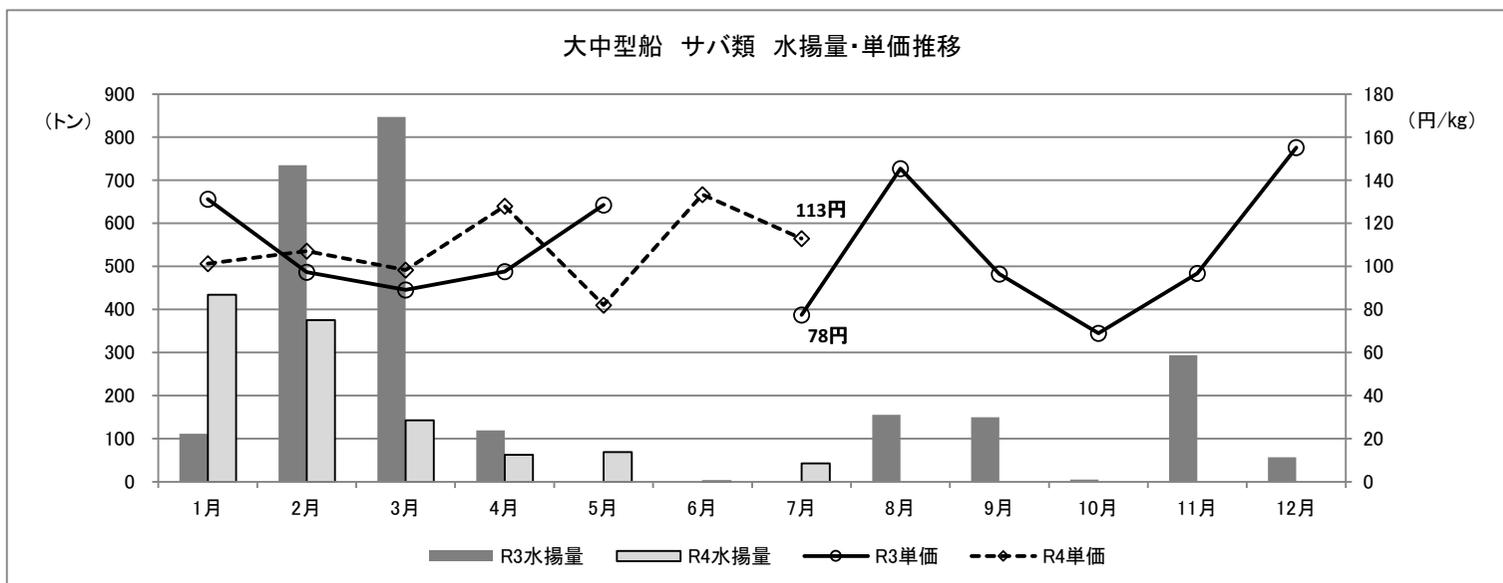
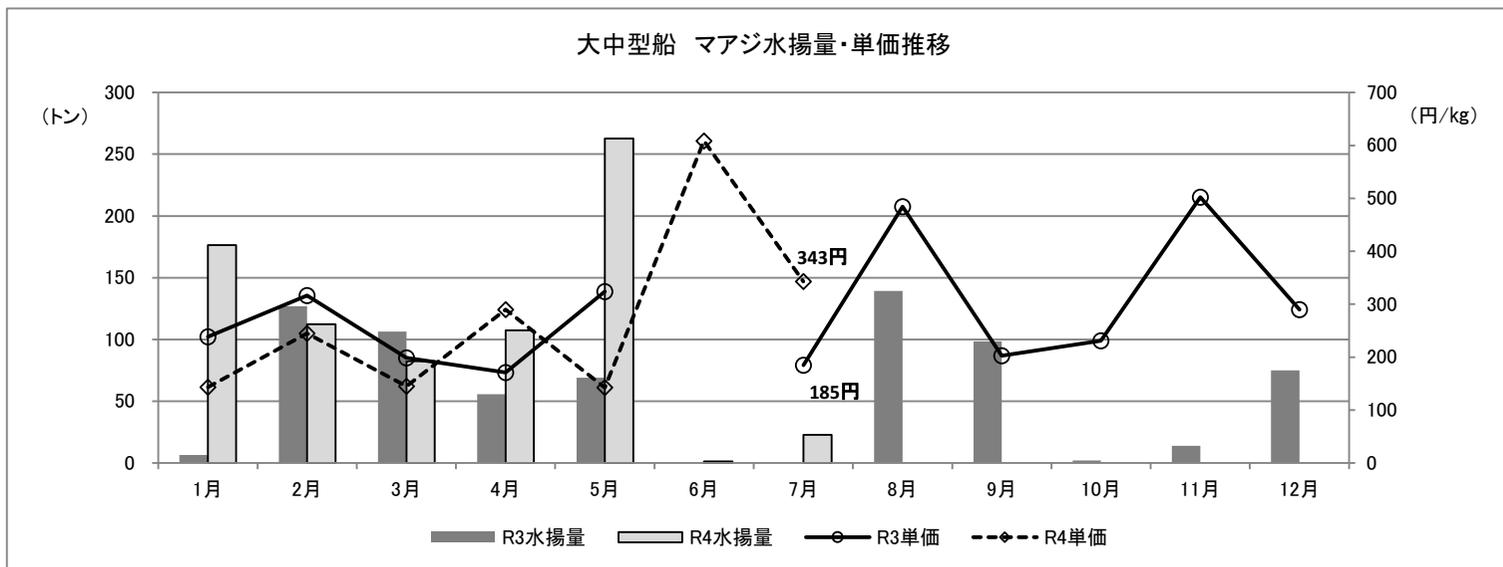
地元中型まき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

令和4年9月13日
産業建設委員会資料No.3
産業経済部水産振興課



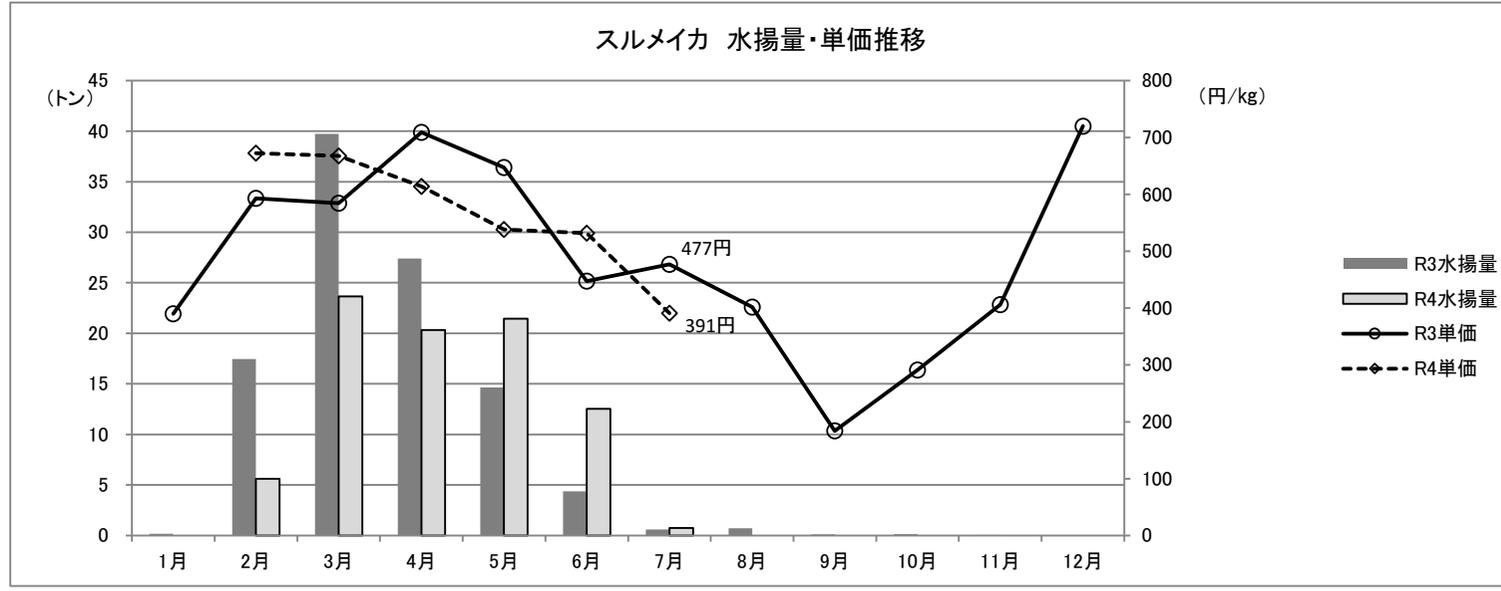
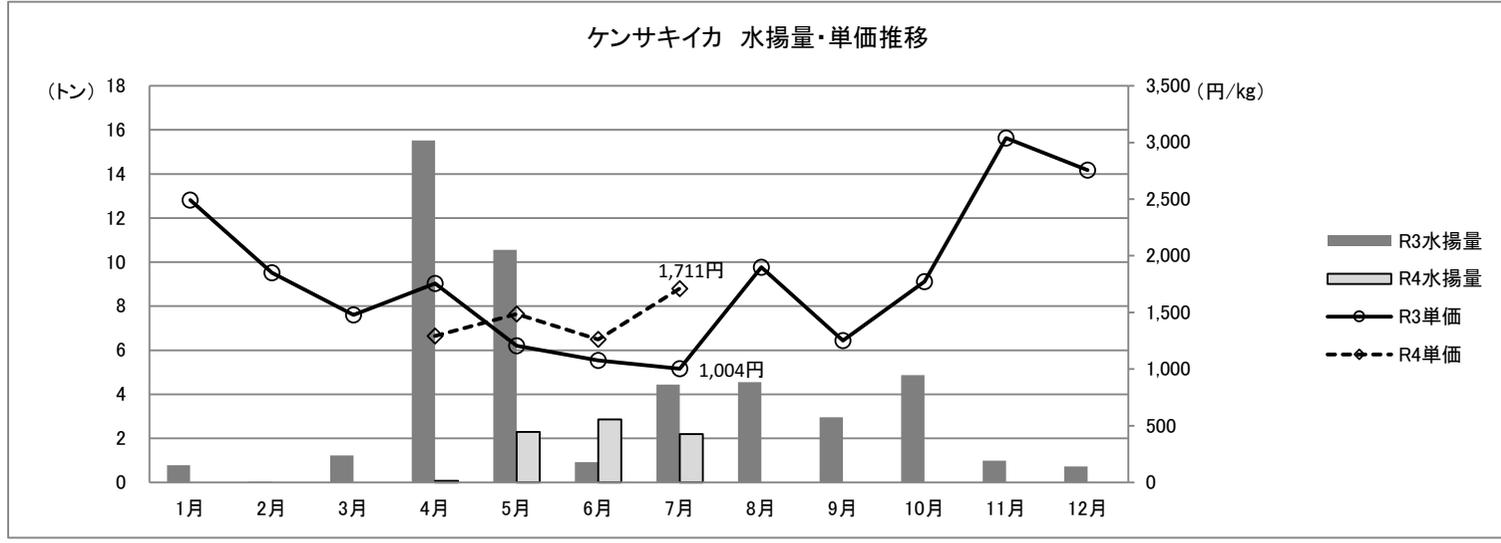
大中型まき網漁業 主要魚種水揚量・単価の推移

令和4年9月13日
産業建設委員会資料No.4
産業経済部水産振興課



いか釣漁業（5t以上・5t未満） 主要魚種水揚量・単価の推移

令和4年9月13日
産業建設委員会資料No.5
産業経済部水産振興課



地域活性化起業人制度を活用した「食」を通じた 魅力化向上業務の協定締結について

浜田市と株式会社ぐるなびは、本市の重要な観光資源である「食」に焦点を当て、本市の魅力や価値の向上、交流人口の創出・拡大を目的に、総務省の「地域活性化起業人制度」を活用し協定を締結しました。

1 協定の名称

地域活性化起業人制度を活用した「食」を通じた魅力化向上業務協定

2 協定の相手方

株式会社ぐるなび（本社：東京都千代田区）
代表取締役社長 杉原章郎



八田氏 市長 西原氏 西田氏

3 「地域活性化起業人」の業務内容

- (1) 「食」に関する事項についての調査・分析
- (2) 「食」に焦点をあてた情報発信、PR 事業、イベント等の提案及び運営
- (3) 「食」に関する各種事業の支援及び推進
- (4) その他観光推進に関する各種支援

4 協定書締結日

令和 4 年 7 月 15 日（金）

5 派遣期間

令和 4 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで（予定）

6 派遣社員について

西田 一平 氏（地域振興セクション 地域アライアンスグループ 副グループ長）

2010 年新卒で株式会社ぐるなびに入社。飲食店への営業に 11 年間携わり、東京本社・愛媛・広島と地方開拓や新規営業所立ち上げも経験。愛媛・広島では営業所長を 5 年間務め、現在は代理店やパートナー企業の開拓及び教育を行い、新たな提携先や販売網の拡大に従事。

7 その他

西田氏は 8 月 18 日（木）から着任され、自社のノウハウを生かした特産品の販路拡大やメニュー開発などに取組む予定。

令和4年8月5日の豪雨による被害状況について

令和4年8月15日現在

	浜田地域		金城地域		旭地域		弥栄地域		三隅地域		計	
	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)	箇所	被害額 (千円)
道路	本災	4	40,000	-	-	-	-	-	-	-	4	40,000
	単災	20	29,500	-	-	-	-	-	-	-	20	29,500
	委託	12	15,700	-	-	-	-	-	-	-	12	15,700
	計	36	85,200	-	-	-	-	-	-	-	36	85,200
河川	本災	2	25,000	-	-	-	-	-	-	-	2	25,000
	単災	3	10,000	-	-	-	-	-	-	-	3	10,000
	委託	2	3,800	-	-	-	-	-	-	-	2	3,800
	計	7	38,800	-	-	-	-	-	-	-	7	38,800
合計	本災	6	65,000	-	-	-	-	-	-	-	6	65,000
	単災	23	39,500	-	-	-	-	-	-	-	23	39,500
	委託	14	19,500	-	-	-	-	-	-	-	14	19,500
	合計	43	124,000	-	-	-	-	-	-	-	43	124,000

※別途、査定対応のため測量設計委託料として7,000千円必要。

※R3年災で地すべり兆候があった箇所について、関係機関との協議の結果、今年度、地すべり災害として査定提案することとなった。
そのため、この地すべり災害に対する測量設計委託料として、別途24,470千円必要。

雇用促進住宅民間譲渡の進捗状況について

1 浜田市雇用促進住宅民間譲渡検討委員会

区分	役職	氏名	備 考
識見者	委員長	村山 誠	島根県立大学
	副委員長	村上 繁雄	浜田宅建センター
	委員	遠藤 晃司	全日本不動産協会島根県本部
入居者	委員	(自治会長)	雇用促進住宅 小福井団地自治会
	委員	(自治会長)	雇用促進住宅 内田団地自治会
	委員	(自治会長)	雇用促進住宅 国府団地自治会
	委員	(自治会長)	雇用促進住宅 金城団地自治会

2 これまでの検討状況

(1) 検討経過

項 目	実施日	内 容
第 1 回委員会	R3 年 7 月 29 日	・ 正副委員長選出 ・ 意見交換
現地確認	R3 年 11 月	・ 識見者委員による現地調査
第 2 回委員会	R3 年 12 月 21 日	・ 現地確認報告 ・ 修繕計画 ・ 譲渡条件について
第 3 回委員会	R4 年 7 月 5 日	・ 調査状況の報告 ・ 修繕計画 ・ 譲渡条件（素案）
アンケート	R4 年 8 月上旬	・ 入居者アンケート（譲渡条件素案の提示、意見集約）の実施
第 4 回委員会	R4 年 8 月 30 日	・ 入居者アンケートの結果報告 ・ 入居者意見を踏まえ、最終案を決定

(2) 譲渡条件（案）

<p>ア 譲渡後 10 年間は家賃を据置とする。</p> <p>イ 譲渡後 10 年間は転売する事を禁止する。</p> <p>ウ 4 団地一括の譲渡とする。</p> <p>エ 現に一定以上の管理実績のある者とする。</p> <p>〔付帯意見〕</p> <p>① 現入居住戸の必要な修繕を行うこと</p> <p>② 自治会の在り方について住民との協議を行うこと</p> <p>③ 譲渡先への引継ぎに十分な期間を確保すること</p>
--

3 今後のスケジュール（予定）

時 期	項 目	内 容
R4年9月	市議会報告	・進捗状況の報告 （以下、適宜に状況報告）
R4年9月～ 11月	譲渡方針の決定 入居者説明会	・譲渡の方針（条件・方法等）を内部決定 ・入居者説明会の開催
R5年1月～ 6月	売却公募準備	・募集要項等の作成、広報等 ・売却落札者の決定、仮契約
R5年9月	市議会に議案上程	・雇用促進住宅条例の廃止関係
R5年10月～ R6年3月	引継ぎ期間	・入居者説明会等・譲渡手続き
R6年4月	民営化	・民間譲渡先により運営を開始

4 雇用促進住宅の状況（参考）

（令和4年7月末日現在）

名称	構造	建設年度	戸数	入居戸数	入居率
小福井団地1号棟	鉄筋コンクリート造 5階建	昭和46	40	34	81.3%
小福井団地2号棟		昭和48	40	31	
内田団地1号棟	鉄筋コンクリート造 5階建	昭和52	40	27	66.3%
内田団地2号棟		昭和52	40	26	
国府団地1号棟	鉄筋コンクリート造 5階建	平成2	40	21	63.8%
国府団地2号棟		平成2	40	30	
金城団地1号棟	鉄筋コンクリート造 5階建	昭和55	40	14	37.5%
金城団地2号棟		昭和55	40	16	
合 計			320	199	62.2%

令和3年7月・8月豪雨災害復旧事業の進捗状況について

令和4年8月31日 現在

種 別		災害 件数	契約 件数	契約金額 (円)	発注率	完了 件数	進捗率
土木災害	河川	22	15	153,442,300	68.2%	3	13.6%
	道路	68	63	357,866,274	92.6%	21	30.9%
	小計	90	78	511,308,574	86.7%	24	26.7%
農林災害	農地	48	46	108,986,900	95.8%	12	25.0%
	農業用施設	19	19	64,816,400	100.0%	9	47.4%
	林道	14	14	102,782,900	100.0%	9	64.3%
	小計	81	79	276,586,200	97.5%	30	37.0%
合 計		171	157	787,894,774	91.8%	54	31.6%

発注率=契約件数/災害件数

進捗率=完了件数/災害件数

地域別の進捗状況

種 別			浜田	金城	旭	弥栄	三隅	合計	
土木災害	河川	災害 件数	3	8	3	6	2	22	
		完了 件数	0	1	1	1	0	3	
	道路	災害 件数	13	19	13	18	5	68	
		完了 件数	5	5	5	4	2	21	
	小計	災害 件数	16	27	16	24	7	90	
		完了 件数	5	6	6	5	2	24	
農林災害	農地	災害 件数	5	12	13	12	6	48	
		完了 件数	3	4	4	1	0	12	
	農業用施設	災害 件数	6	3	6	3	1	19	
		完了 件数	3	2	2	1	1	9	
	林道	災害 件数	2	2	7	1	2	14	
		完了 件数	1	1	5	1	1	9	
	小計	災害 件数	13	17	26	16	9	81	
		完了 件数	7	7	11	3	2	30	
	合 計			29	44	42	40	16	171
				12	13	17	8	4	54